

事務連絡  
令和2年7月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡  
令和2年7月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

令和2年5月29日付け保医発0529第1号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和2年5月29日付保医発0529第1号）

(別添)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

3-4 の4の058の次に次を加える。

059068 純チタン2種

全部金属冠による歯冠修復を目的として大臼歯に使用した場合に限り算定できる。

「特定保険医療材料の定義について」  
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

5 別表の—~~040~~ の067の次に次を加える。

044068 純チタン2種

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は承認上、類別が「歯科材料(1) 歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鑄造用チタン合金」であること。
- (2) JIS H4650第2種に適合するものであること。
- (3) 大臼歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるものであること。